

県土マネジメント部建築工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土マネジメント部が所管する建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）の監督に関して、契約の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 監督は、地方自治法、同法施行令及び建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要領において次の各号の掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 建築工事が請負契約書による設計図書に定められたとおり適正に施工されるように、承諾、指示、協議、検査、立会い、審査、確認、調整、記録等の業務を行うことをいう。
- (2) 監督員 地方自治法第 234 条の2 第1 項、同法施行令第 167 条の 15 第1 項第1 項及び請負契約書第 9 条に規定する監督員の業務（以下「監督業務」という。）を行う職員をいう。
- (3) 承諾 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」という。）1.1.2に定める「監督職員の承諾」をいう。
- (4) 指示 標準仕様書 1.1.2に定める「監督職員の指示」をいう。
- (5) 協議 標準仕様書 1.1.2に定める「監督職員と協議」をいう。
- (6) 検査 標準仕様書 1.1.2に定める「監督職員の検査」をいう。
- (7) 立会い 標準仕様書 1.1.2に定める「監督職員の立会い」をいう。
- (8) 審査 受注者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面等）を審査することをいう。
- (9) 確認 建築工事の実施状況について、設計図書のとおり施工されているかどうかを監督員が確かめること。
- (10) 軽易 比較的簡単な事項で、金額や品質にほとんど変更のおそれのないものをいう。

(監督体制)

第4条 監督員として、総括監督員、主任監督員及び一般監督員をおくものとする。

(監督員の任命)

第5条 監督業務は、工事請負契約ごとに当該建築工事を所掌する本庁の課(室)長又は出先機関の長(以下「所属長等」という。)から任命された職員(以下「監督員」という。)が行うものとする。

2 監督員の任命は、監督員任命伺(第1号様式)によるものとし、原則として次の各号に掲げる区分に応じた職にある者とする。

ただし、工事目的物の全部の引渡が完了した場合には、特別の手続きを要することなく、その日をもって免することとする。

(1) 総括監督員 当該建築工事を所管する本庁の主幹、課(室)長補佐相当職にある者又は出先機関の主幹、課長、課長補佐相当職にある者。

(2) 主任監督員 当該建築工事を所管する係長相当職又は主査の職にある者。

(3) 一般監督員 当該建築工事を所掌する係又はグループの主事等の職にある者。

3 監督員に任命された職員が人事異動、その他病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合には、速やかに監督員任命(変更)(第2号様式)により任命替えの措置を講ずるものとする。

(監督員の通知)

第6条 所属長等は監督員を任命したときは、その氏名等を監督員通知書(第3号様式)により受注者に通知するものとする。監督員を更したときも同様とする。

(監督業務の委託)

第7条 所属長等が、建築工事の特殊性その他正当な理由により、職員による監督が困難であり又は適当でないと認めるときは、第5条の規定にかかわらず監督業務の一部を委託することができる。

(監督業務及び分担)

第8条 監督員は設計図書に定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

2 監督業務のうち、監督員検査は県土マネジメント部建築工事検査要領(平成2年4月1日付技第5号)第5条(1)から(5)に定める検査員検査に先立つ検査及び、材料・機器等の検査をいう。

3 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務、一般監督業務に分類するものとし、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、総括監督員を置かないときは、主任監督員がその業務を代行するものとする。

(1) 総括監督業務

イ 契約の履行についての受注者に対する必要な監督業務で重要なものの処理。

- 関連する2以上の建築工事における工程等の調整で重要なものの処理。
- ハ 建築工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認め事項の処理及び報告。
- ニ 受注者の工事関係者について、建築工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者、又は監督業務の執行を妨げる者あるときの排除等の措置。
- ホ 主任監督業務及び一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌握。

(2) 主任監督業務

- イ 契約の履行についての受注者に対する必要な監督業務（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理。
- 関連する2以上の建築工事における工程等の調整（重要なものを除く。）の処理。
- ハ 建築工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の報告。
- ニ 前号ニに定める措置を必要とする事実及び理由の報告。
- ホ 設計図書に基づく建築工事の実施のため受注者が作成した施工計画書、施工図等の書類（軽易なものを除く。）の審査、承諾。
- ヘ 設計図に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理。
- ト 一般監督業務を担当する監督員の指揮監督並びに監督業務の掌握。

(3) 一般監督業務

- イ 契約の履行についての受注者に対する必要な監督業務で軽易なものの処理。
- 関連する2以上の建築工事における工程等の調整に関する報告。
- ハ 建築工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告。
- ニ 前号ニ並びに（1）号ニに定める措置を必要とする事実及び理由の主任監督員に対する報告。
- ホ 設計図書に基づく建築工事の実施のため受注者が作成した施工計画書、施工図等で軽易なものの審査、承諾。
- ヘ 設計図書に基づく工程管理、立会い等及び工事材料の試験の実施（重要なものを除く。）の処理。

（監督に関する図書）

第9条 監督員は次の各号に掲げ図書（受注者から提出された図書を含む。）をそれぞれ担当業務に応じて作成し又は整理して監督業務の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 建築工事の実施状況を記載した図書。

- (2) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類。
- (3) 建築工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した
図書。
- (4) その他監督業務に関する図書。

（指示＜承諾＞書）

第10条 監督員が受注者に指示、承諾する場合は、指示＜承諾＞書〔建築及び設備工事
監督・検査事務処理様式集（平成15年6月19日付け技第45号）様式35〕により
行うものとする。

また、疑義に対する応答事項及び受注者と協議した事項（工事請負契約第9条関係、
軽易なものを除く。）については記録するものとする。

（事故報告）

第11条 監督員は当該建築工事に事故が発生したときは、遅滞なく受注者から事故報告
書〔「建設工事事故発生時の対応について」の運用について」（平成28年10月1
9日付け技第135号）〕を提出させ、その内容を確認するとともに速やかに所属長に
報告するものとする。

（手直し工事等の監督）

第12条 監督員は、検査員検査の結果により、検査員が手直し工事等を指示したときは、
その履行について監督業務を行うものとする。

附則

（施行期日）

平成2年4月1日施行（平成2年4月1日技第5号）

平成10年4月1日改正施行（平成10年2月6日技第121号）

平成14年11月1日改正施行（平成14年10月16日技第131号）

平成15年5月1日改正施行（平成15年5月1日技第29号）

平成16年5月1日改正施行（平成16年4月30日技第33号）

平成18年4月1日改正施行（平成18年3月31日技第187号）

平成20年7月1日改正施行（平成20年6月30日技第97号）

平成23年4月1日改正施行（平成23年4月1日技第8号）

平成30年12月1日改正施行（平成30年11月29日技第215号）

令和2年1月1日改正施行（令和元年12月19日技第234号）